

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年10月30日

火曜日

号外

目次

公 告

○河川法第75条の規定による措置命令

1

公 告

河川法第75条の規定による措置命令

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

二級河川内川の東橋から山王橋までの河川区域内において、河川法第24条の許可を受けないで工作物（沈没した船舶に限る。）を設置している所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、同法第75条第 1 項の規定により、平成30年11月30日の期限までに当該工作物を除却し、原状に回復するよう命ずる。

なお、当該期限までに当該措置を行わないときは、河川法第75条第 3 項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者においてこれを除却し、その要した費用については同条第 9 項の規定により所有者等の負担とする。

補記

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

